

職員採用試験実施要領

(令和8年4月採用予定)

社会福祉法人隱岐の島町社会福祉協議会

隱岐の島町社会福祉協議会では、次のとおり職員採用試験を実施します。

1. 試験区分・採用予定人員・受験資格

区分	採用予定人員	受験資格
事務職員	1名	全てに該当する方 ①昭和61年4月2日以降に生まれた方 (令和8年4月1日現在における年齢が40歳未満の方) ※長期勤続によるキャリアの形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用するものです。 ②高等学校を卒業し、次のいずれかの資格を有する方 ・社会福祉士 ・社会福祉主任用資格 ③普通自動車運転免許（A T限定可）を保持する方

次の各号に該当する方は、受験できません。

- (1) 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- (2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し又は加入した者。

2. 試験

(1) 試験

- ① 日時／令和8年2月22日（日）午前10時～
(受付 午前9時30分～9時45分)
- ② 会場／隱岐の島町社会福祉センター（隱岐の島町原田396番地）
電話番号 08512-2-0685
- ③ 内容／論文・面接
- ④ 合格発表／令和8年2月27日までに、全受験者へ合否の結果を郵便で通知します。

3. 採用の時期

試験の結果、合格者として決定した方は、採用候補者名簿に掲載し、令和8年4月1日付で採用の予定です。

4. 給与

本会職員給与に関する規程により支給します。

令和8年4月採用者の場合の初任給月額は次のとおりですが、学校卒業後の経歴を有する方については、その経歴に応じて給料月額を決定します。

初任給月額 高校卒（18歳）の場合 200,300円

このほか、扶養手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当等の諸手当を支給します。

5. 受験手続

（1）職員採用試験申込書の請求先及び申込先

社会福祉法人隱岐の島町社会福祉協議会（電話番号 08512-2-0685）
〒685-0027 隠岐郡隱岐の島町原田396番地（隠岐の島町社会福祉センター内）
※申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「試験申込書請求」と記載の上、返信用封筒〔定形のもの（長3サイズ等）に住所、氏名、郵便番号を明記し、110円切手を貼る〕を同封してください。

※申込書は、本会ホームページ（<https://www.oki-fukushi.net>）からもダウンロードできます。

（2）受付期間

令和8年1月23日（金）～令和8年2月13日（金）

※令和8年2月13日（金）必着

（3）提出書類

- ①所定の採用試験申込書 1通
- ②免許を証明する書類の写し 1通
 - ・免許を取得見込みの人については必要ありません。

（4）注意事項

- ①採用試験申込書等の提出書類は必要事項を記入し、前記申込先に書留郵送して下さい。封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きするとともに、上記（3）の提出書類に不備がないことを確認してください。（受付けは郵送に限る）
- ②提出書類の記載事項に不備がある場合には、お返しすることがありますが、このために生じた申込書の遅滞等については責任を負いませんので、受験手続には十分ご注意ください。
- ③受験資格のない者及び申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- ④試験に関する提出書類は一切お返ししません。

6. その他

この試験に関するお問い合わせは、先の申し込み先にご連絡ください。